指 示

平成30年11月7日

青森県知事

三村 申吾 殿

原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく平成29年3月31日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

- 1. 青森県青森市において採取されたきのこ類(野生のものに限る。ただし、ならたけ、<u>むきたけ、くりたけ及びはたけしめじ</u>を除く。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 2. 青森県十和田市において採取されたきのこ類(野生のものに限る。ただし、ならたけ、<u>ぶなはりたけ及びむきたけ</u>を除く。)について、当分の間、出荷を 差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 3. 青森県鰺ヶ沢町において採取されたきのこ類 (野生のものに限る。ただし、ならたけを除く。) について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4. 青森県階上町において採取されたきのこ類(野生のものに限る。ただし、ならたけ及び<u>くりたけ</u>を除く。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、 関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。